

【交付申請について】		
Q1		交付申請書提出後、交付決定はいつ頃になるのか。
A		質疑修正対応を含め、1ヶ月程度を想定しています。
Q2		お客様が確定している場合は、モデルプランではなく確定した内容で交付申請しても良いか。確定物件の申請になる場合は契約書と見積書の添付が必要か。
A		確定したプランで交付申請していただいて結構です。契約が済んでいる場合は、契約書と見積書の写しを添付してください。
Q3		モデルプランで申請した設備および地域または階数等に実物件で変更があった場合、交付変更申請は必要でしょうか。
A		実物件にて、設備・地域・階数等による変更があった場合は、交付変更申請は不要です。実績報告（実績中間報告）にて事業の要件を満たしていることを報告してください。
Q4		補助対象設備には該当するが、提案申請の際のモデルプランで提案していない設備等は、申請は不可でしょうか。
A		募集要領・マニュアル記載の補助対象設備であれば、提案されていない場合でも、交付申請は可能です。ただし、提案されていない構造については、申請は不可となりますので、ご留意願います。
Q5	別添3	支払先の口座は各物件毎で良いのか、又は一括でひとつの口座に入金になるのか。
A		各物件毎ではなく、交付申請者が管理する口座に一括振込となります。補助金受領後、建築主や売主へ補助金相当額を還元してください。
Q6	設計図書	添付する図面に下記の項目全て記入する必要があるのか。 ・LCCM判定ツールによるもの：外装材、屋根材、節水設備、等 ・一次エネ計算：給湯配管、水栓、照明調光、等
A		提案内容に関する設備・仕様等は図面に記載してください。
Q7	補助対象事業費の内訳 (参考様式)	工業化住宅の場合、断熱材単体の金額は見積書には表記されないが。
A		補助対象事業費として計上している金額の根拠が確認できる見積を添付してください（一式ではなく数量×単価）。
Q8	補助対象事業費の内訳 (参考様式)	標準単価方式に用いる「確認申請上の延床面積」は、開放性の無いバルコニーなど申請上必要な部分もそのまま含めてよいか。また、敷地内の車庫・倉庫（別棟）は除く必要があるのか。
A		確認申請上の延床面積に含まれるものは、そのまま計上頂いて結構です。なお、別棟は、除いてください。
Q9	補助対象事業費の内訳 (参考様式)	エアコンや照明器具が施主支給品の場合は、補助対象に含めて良いか。
A		施主支給品は、補助対象外としてください。
Q10	共同事業実施規約	年度採択棟数分の共同事業実施規約書が揃わないと交付申請できないのか。着工が迫っている場合、どのように申請すれば良いのか。
A		まずは、共同事業実施規約締結分のみ、交付申請してください。その後各物件毎に締結次第、採択の上限まで、交付変更申請にて、増額の交付変更申請をしてください。
Q11	共同事業実施規約	当社へ入金された補助金は、該当するお施主様の口座に入金する必要はあるのか。建物金額への充当として処理することは可能か。
A		第3条(補助金受領後の精算方法) を御確認ください。補助金は精算払いであり、工事代金への充当はできませんのでご留意ください。
【交付決定後の事業着手について】		
Q12		事業の着手について、解体工事や地盤改良工事は着手とみなされるのか。
A		解体工事・地盤改良工事は、着手とみなしません。建物本体の工事着工を着手と捉えます。

【実績中間報告・実績報告について】		
Q13		<実績中間報告> 個々の住宅が完成次第提出とあるが、一部の住宅の竣工が1月末となった場合、完了実績報告とともに提出しても良いか。
A		実績報告とともに提出して頂いても結構です。ただし、年度末で集中しますので、事前に報告できる案件は、報告願います。
Q14		実績中間報告毎に審査完了の通知はあるのか。
A		審査が完了した時点で、通知書を発行させていただきます。
Q15	建売住宅について	建売住宅の場合、実績報告の時期は「完成時もしくは売却時」どちらになるのか。
A		完成時になります。検査済証、支払いの証しを報告書に添付してください。
Q16	写真台帳について	外壁断熱材は工場取り付けでパネル化するため、邸ごとの工事写真の撮影ができないが、断熱材の写真が必要な場合は、工場生産時の写真（邸ごとではなく共通の写真）で可能か。
A		結構です。工場生産時の写真及び邸別の出荷証明書等で確認させていただきます。
Q17	出荷証明書・施工写真の提出について	提出の範囲は補助対象項目のみで良いか。
A		補助対象項目については出荷証明書と写真を添付してください。一次エネルギー消費量・LCCO2の計算に含めたもの等、補助対象項目以外で補助の要件に関わるものについては、性能が確認できる出荷証明書等を添付してください。
Q18	LCCM住宅認定について	LCCM住宅認定を取得した場合は、申請費用は補助の対象となるのか。また、報告書類については、簡略化できるのか。
A		LCCM住宅認定を取得された場合は、申請費用については、補助の対象となります。また、認定書の提出をもって、確認に用いた説明資料の提出を省略できる場合があります。具体的には、補助対象以外のLCCO2の評価に関する説明資料の省略を想定しています。
Q19	実績報告期限について	交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、どうすればよいか。
A		例えば以下のような理由により、交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、翌年度への予算の繰越が可能となる場合がありますので、速やかに協議会にご相談ください。 <理由例> A) 隣家等との調整（工事に伴う騒音・振動、日程、工事用資材等の運搬路等）に不測の日数を要した場合 B) 自己都合によらない設計変更があった場合 C) 建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要した場合 D) 工事の施工に伴い明らかになった状況変化（土質、地盤等）があった場合 E) 豪雨、豪雪等が発生した場合 F) 資材の入手難、特注品の納期延期があった場合
Q20		翌年度への予算の繰越が認められた場合の、補助金の支払い期日は、いつ頃か。
A		全棟完了後に実績報告を提出頂いた後の手続きとなりますので、支払い時期については、延長時期により異なります。
【エネルギー報告について】		
Q21		使用量の計測とあるが、具体的に教えてほしい。電気代などを領収書で確認できればよいのか、領収書等のコピーが必要になるのか？
A		エネルギー使用量の報告は、当協議会のHPに公開されているものをご確認ください。領収書等で確認できれば結構ですが、コピー等の提出は必要ございません。
Q22		事業完了後のエネルギー計測の報告頻度について、教えてほしい。
A		全棟事業完了後の翌年から3年間について、一年毎に報告頂きます。

【複数戸のプロジェクトとして採択されたケースについて】		
Q23		住宅事業者が補助対象として想定していた住宅の全部又は一部について、別の住宅に補助対象を変更したい場合に、どのような手続きが必要か。
A		本事業では、具体的な住宅を特定した交付決定は行っていません。したがって、補助対象となる住宅が変更されることに伴う手続きは不要です。ただし、補助対象となる住宅は当該年度中に着手されるものに限られるので、ご注意ください。
Q24		具体的に補助対象となる住宅のうち一部の住宅が当初予定している期日までに竣工できない場合、予定通り竣工した住宅と予定通り竣工できなかった住宅に分けて完了実績報告を行い、それぞれの報告に応じて補助金を交付してもらうことは可能か。
A		複数戸のプロジェクトとして採択された場合、採択された戸数全てを整備するものとして交付決定しています。したがって補助対象となる全ての住宅が竣工し、採択された戸数全てをまとめて完了実績報告されなければ、補助金は交付されません。
Q25		具体的に補助対象となる住宅の中に年度内に設定された報告期限までに竣工しないものがあり、やむを得ず繰越の手続きをとらざるを得なくなった場合、こういった取扱いとなるか。
A		<p>例えば以下の理由により、年度内に設定された報告期限までに竣工しない住宅がある場合、翌年度への予算の繰越が可能となる場合があります。</p> <p>本事業において、複数戸のプロジェクトとして採択された場合、採択された戸数全てを整備するものとして交付決定しています。したがって、例えば自己都合によらない変更により、報告期限までに竣工しない住宅が一部でもある場合、補助対象となる全ての住宅をまとめて繰越の手続きをとる必要があります。</p> <p>具体的には、年度内に設定された報告期限までに竣工しないことが見込まれた時点で、速やかに協議会までご相談ください。</p> <p>〈理由例〉</p> <p>A) 隣家等との調整（工事に伴う騒音・振動、日程、工事用資材等の運搬路等）に不測の日数を要した場合</p> <p>B) 自己都合によらない設計変更があった場合</p> <p>C) 建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要した場合</p> <p>D) 工事の施工に伴い明らかになった状況変化（土質、地盤等）があった場合</p> <p>E) 豪雨、豪雪等が発生した場合</p> <p>F) 資材の入手難、特注品の納期延期があった場合</p>